

電子入札心得（指名競争入札・工事用）

（最終改正 令和3年1月1日）

中間市が電子入札で行う建設工事における指名競争入札は、地方自治法、同法施行令、本市契約事務規則、電子入札実施規則及びその他関係法令に定めるもののほか、この電子入札心得によって執行する。

電子入札参加者は、この心得を事前に良く読み、間違いのないようにすること。

1 全般的な留意事項

- （1）入札に当たっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札価格等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。
- （2）入札参加者は、ICカードの保管又は取扱いに関して、十分な注意を払うこと。ICカードを他の入札参加者等に譲渡若しくは、貸与するなどの不正使用を行った者又は同一場所で他の入札参加者と協同して入札を行うなどの公正な競争を妨げる行為を行った者は、入札参加資格を取り消すものとする。
- （3）入札書の提出は、電子入札システムで行うこと。ただし、ICカードの未取得や汚破損等の場合、又はパソコン・インターネット環境のシステム障害などのやむを得ない理由がある場合には、契約課に電話連絡の上、入札書の受付期間までに封緘（3か所割印）した紙入札参加届出書を契約課に提出し、入札を行うことができる。
- （4）入札参加者は、コンピューターウイルスの感染予防として、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じること。また、入札時には、ウイルスチェック済みの電子ファイルを提出すること。

2 指名通知書の確認

- （1）入札執行については、電子入札システムで送信された指名通知書の内容をよく確認すること。
- （2）指名通知書の確認後、電子入札システムで受領確認書を送信すること。

3 設計図書の入手

- （1）入札に参加する場合は、設計図書を必ず入手すること。
- （2）設計図書は、原則として入札情報公開システムからダウンロードすること。
- （3）紙入札参加届出書を提出した者で、設計図書（CD-R）が必要な場合は、契約課において配布を行う。

4 内訳書の作成

見積に当たっては、設計図書の内容をよく確認し、内訳書を作成すること。

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、電子入札システムで入札金額が入力され、かつ、内訳書が添付されたもの（内訳書の添付を指示している場合に限る。）を有効な入札書として取り扱うものとする。
- (2) 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書の提出を行うこと。
 - ① 契約金額は、入札書に入力された金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。
 - ② 入札金額は、内訳書の合計金額と同一にすること。
 - ③ 入札書は、内訳書の合計金額と照合した上で、入力を正確に行い、入札書提出内容を確認した後、必ず印刷すること。
 - ④ 印刷した入札書の入札金額に間違いがないか確認した後、入札書を送信すること。
 - ⑤ 入札書が正常に送信されたことを入札書受信確認通知により確認を行い、印刷すること。
 - ⑥ さらに、入札書が正常に受領されたことを入札書受付票により確認を行い、印刷すること。
 - ⑦ ③、⑤、⑥で印刷した書類は、落札者決定通知書が到着するまで保管しておくこと。
 - ⑧ 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。

6 入札の辞退

- (1) 入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (3) 入札を辞退する場合は、電子入札システムで辞退届を送信すること。なお、入札書の提出後、やむを得ないと認められる場合には、開札事務の前までに辞退することができる。ただし、提出された辞退届の撤回は一切認めない。
- (4) 共同企業体の場合は、共同企業体としての辞退はできるが、企業体構成員の一員からの辞退はできない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の入札を無効とするものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札情報が所定の日時までに記録されないとき。
- (3) 内訳書の添付を指示している工事について、内訳書を添付せずに入札書を提出したとき。
- (4) 入札書の記載事項について判読できないとき。
- (5) 予定価格を超える金額で入札したとき。
- (6) 最低制限価格を設定している場合、設定額を下回る金額で入札したとき。

- (7) 開札日の前日までに、指名停止処分を受けたとき。
- (8) 設計図書を「3 設計図書の入手」に規定する方法により入手しなかったとき。
- (9) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

8 入札参加者の責任

入札書は、送信データが中間市電子入札システムに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、入札書の提出後に表示される受信確認通知により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷を行うこと。

なお、提出後に受信確認通知が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるため再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、契約課に電話連絡を行うこと。

9 入札（開札）の中止等

入札者が連合して入札したと認められるとき、その他入札に際し不正があると認められるとき及び電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を中止し、延期し又は無効とすることがある。

10 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 2者以上が同一落札金額で入札した場合は、電子入札システムにおけるくじにより、速やかに落札者を決定する。

11 異議の申立て

設計図書及び指名通知書の内容に疑義があるときは、入札前に関係職員に説明を求めること。入札した者は、入札後、設計図書及び指名通知書の内容についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

12 その他

専任の監理技術者を要する工事の監理技術者は、監理技術資格者証の交付を受けた者でなければならない。